電気通信大学文献複写規程

昭和43年12月 1日 改正 昭和51年 5月25日 平成元年 4月 1日 平成元年10月 9日 平成 2年 4月16日 平成11年 3月31日 平成16年 4月 1日 平成18年 4月 1日 平成24年 5月22日 平成26年 3月25日

(趣旨)

- 第1条 この規程は、電気通信大学附属図書館規程第7条の規定に基づき、電気通信大学 附属図書館(以下「図書館」という。)が受託する文献の複写に関し、必要な事項を定 めるものとする。
- 2 図書館における文献の複写は、本学の講座及び部局等の依頼で、その講座及び部局等 の予算を振替る場合及び別に定めのある場合のほか、この規程に定めるところによる。 (受託の範囲)
- 第2条 文献の複写は、教育又は研究の用に供することを目的とする場合に限り、著作権 法等の認める範囲内で、これを受託することができる。

(承認)

- 第3条 文献の複写を依頼しようとする者は、別に定める申込書により、附属図書館長の 承認を得なければならない。
- 2 文献複写に係る著作権上の責任は、依頼した者が負うものとする。 (料金)
- 第4条 文献複写料金の額については、別表のとおりとする。
- 2 複写のために要する送料その他実費は、依頼者の負担とする。
- 3 文献複写料金等は、所定の手続により、前払いしなければならない。
- 4 支払済みの文献複写料金等は、返還しない。 (支払方法の特例)
- 第5条 前条第3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる図書館及びこれに類する施設 (以下、「図書館等」という。)からの依頼による文献複写料金等の支払いについては、 後払いを認めることができる。
 - (1) 国立情報学研究所が実施するILL文献複写等料金相殺サービス加入機関
 - (2) 大学、短期大学及び高等専門学校の設置する図書館等並びに学校図書館法(昭和28年法律第185号)第2条に規定する学校図書館

- (3) 国立国会図書館並びに図書館法(昭和25年法律118号)第2条第1項に規定する図書館
- (4) 国、地方公共団体又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置する大学校、研究 所、試験所等の設置する図書館等
- (5) Global ILL Framework システム (国際図書館間相互利用システム) に加盟している外国の図書館等

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、文献複写に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、昭和43年12月1日から施行する。 附 則

この規則は、昭和51年5月25日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。 附 則

この規則は、平成元年4月1日から施行する。 附 則

この規則は、平成元年10月9日から施行し、平成元年9月1日から適用する。 附 則

この規則は、平成2年4月16日から施行し、平成2年4月1日から適用する。 附 則

この規則は、平成11年3月31日から施行する。 附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。 附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。 附 則

この規程は、平成24年5月22日から施行する。 附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別表

文 献 複 写 料 金 表

種 別	単位	料	金
		私費学内者	学外者
電子複写機	1枚	20円	40円
A-3判以下			

※上記金額には、消費税及び地方消費税を含まない。